

令和3年度 監査計画

第1 基本方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、市の行財政運営の健全化と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に努めるものとし、大町市監査基準に基づいた監査を実施する。

第2 監査の実施

監査は、次の点に留意して実施するものとする。

- 1 監査の観点は、合規性及び正確性のみならず、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査を行い、市の施策の推進及び事務改善につながるような指導又は助言を行う。
- 2 監査の方法は誤り、不正、事故等が発生する可能性の高い事項を優先的にを行い、定められた事務処理のルール等が遵守されているかなど、内部統制に留意して行う。
- 3 監査の結果は、市長及び議会に報告するとともに、庁議等において職員に発信することで、同様の指摘等が継続的又は全庁的に繰り返すことのないよう、フォローアップに努める。
- 4 市民の視点に立った監査を行い、監査結果報告等を市民にわかりやすい表現に努め公表する。

第3 監査計画

令和2年度は別紙スケジュールに基づき、次の監査を実施することとする。また、各種監査等の有機的な連携を図り、効率的な監査を実施するものとする。

1 定期監査

(1) 実施方法

財務に関する事務の執行及び公営企業会計の経営に係る事業の管理が適正かつ正確に行われているかを主眼として監査を実施する。また、より少ない費用で、最大限の成果を得ているかという観点からも監査を実施する。

(2) 実施時期

定期 全部局を対象に年1回（前期10月、後期1月）実施する。

随時 必要に応じ実施する。

(3) 令和2年度の主な着眼点

項目	着眼点
共通	年度区分 予算科目 計数 手続き 減免 時効 支払遅延 経費節減 改善余地
契約	意図的な分割 契約書の不備 随契理由 履行確認
資産	備品台帳管理 財産管理 現金郵券管理
事業経営	総合計画の進捗 事務事業評価 職員数 企業会計経済性

2 決算審査

(1) 実施方法

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかを審査する。

(2) 実施時期

6月下旬及び7月

(3) 主な着眼点

項目	着眼点
一般会計	予算科目 多額の不用額 予算額（調定額）と収入済額 予算流用・予備費の充用 過去の指摘事項
企業会計	損益に対応する費用計上 勘定科目 損益区分 未払金と未 払費用 繰入金 長期前受金戻入 過去の指摘事項

3 例月出納検査

(1) 実施方法

毎月の現金の出納の計数及び現在高の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているか検査する。

(2) 実施時期

毎月下旬に実施する。（原則25日とするが、変更して行う場合がある。）

4 基金運用審査

(1) 実施方法

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを審査する。

(2) 実施時期

決算審査に併せて実施する。

5 健全化判断比率及び資金不足比率の審査

(1) 実施方法

健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎となる事項を記載した書類の適正性を確認するとともに、これらの比率がその数値に基づいて正確に算定されているかを審査する。

(2) 実施時期

決算審査に併せて実施する。

6 財政援助団体等監査

(1) 実施方法

財政的援助を与えている団体等を対象に、当該財政的援助に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施する。また、市の指導及び監督が適切に行われているかという観点からも監査を実施する。

指定管理者制度導入施設については、指定管理料支出の有無に係わらず、運営状況等について監査する。

(2) 実施時期

10月

7 行政監査

(1) 実施方法

必要に応じ、事務事業の執行が効率的に行われているか、法令等の定めに従い適正に行なわれているか等について監査する。

(2) 実施時期

随時

第4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、適切な措置又は改善等を要すると認められるものは、次表のとおり分類し、各区分に応じた処置を求める。

前回監査時の指摘等に対する是正、改善の状況を確認するなど、フォローアップを行う。

区分	内容	処置の内容
勧告	1 明らかに違法又は不当なもの 2 故意又は重大な過失によるもの 3 著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの	具体的内容を記載して市長等に提出するとともに公表する。 市長等に対し、期限を設けその措置方針について回答を求め、回答を受けた措置内容を公表する。
指摘	1 著しく不適切あるいは著しく妥当性を欠くもの 2 前回の監査で指摘したもので改善の努力がなされていないもの	具体的内容を記載して市長等に提出するとともに公表する。 対象所管長に対し、文書で通知し是正を求め、措置された内容を公表する。
指導	指摘事項に該当するが、その程度が軽微なもの	具体的内容を記載して市長等に提出するとともに公表する。 対象所管長に対し、文書で通知し是正を求め、措置された内容を公表する。
検討	勧告、指摘、指導事項に該当しないが、改善の検討や業務運営に当たり留意や努力を求めるもの	具体的内容を記載して市長等に提出するとともに公表する。

令和3年度 監査実施計画表

大町市監査委員事務局

日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日						
1	木	土	火	木	決算審査	日	水	金	月	水	土	火	火	1					
2	金	日	水	金	決算審査	月	木	土	火	木	日	水	水	2					
3	土	月	木	土		火	金	日	水	金	月	木	木	3					
4	日	火	金	日		水	土	月	木	財務(定期)監査	土	火	金	4					
5	月	水	土	月	決算審査	木	日	火	金	財務(定期)監査	日	水	土	5					
6	火	木	日	火	決算審査	金	月	水	土		月	木	日	6					
7	水	金	月	水	決算審査	土	火	木	日		火	金	月	7					
8	木	土	火	木	決算審査	日	水	金	月	財務(定期)監査	水	土	火	8					
9	金	日	水	金	決算審査	月	木	土	火	財務(定期)監査	木	日	水	9					
10	土	月	木	土		火	金	日	水	財務(定期)監査	金	月	木	10					
11	日	火	金	日		水	土	月	木	財務(定期)監査	土	火	財務(定期)監査	11					
12	月	水	土	月	決算審査	木	日	火	財政援助団体監査	金	財務(定期)監査	日	水	財務(定期)監査	12				
13	火	木	日	火	決算審査	金	月	水	財政援助団体監査	土		月	木	財務(定期)監査	13				
14	水	金	19市監査委員会総会	月	決算審査	土	火	木	財政援助団体監査	日	火	金	財務(定期)監査	月	月	14			
15	木	土	火	木	決算審査	日	水	金	財政援助団体監査	月	財政援助団体監査 市長報告	水	土	火	火	15			
16	金	19市事務局長会議	日	水	決算審査	月	木	土		火		木	日	水	水	16			
17	土	月	木	土	決算審査	火	決算審査市長報告	金	日	水		金	月	財務(定期)監査	木	木	17		
18	日	火	金	日		水	土	月	木	三地区研修会	土	火	財務(定期)監査	金	金	18			
19	月	水	土	月		木	日	火	金	三地区研修会	日	水	財務(定期)監査	土	土	19			
20	火	木	日	火	決算審査	金	月	水	土		月	木	財務(定期)監査	日	日	20			
21	水	金	月	水	決算審査	土	火	木	19市事務局研修会	日	火	金	19市研修会	月	月	21			
22	木	土	火	木	決算審査	日	水	金	月	水	土	火	火	火	火	22			
23	金	日	水	金	財政健全化審査	月	木	土	火	木	日	水	水	水	水	23			
24	土	月	木	土		火	例月出納検査	金	日	水	金	例月出納検査	月	財務(定期)監査	木	木	24		
25	日	火	例月出納検査	金	例月出納検査	日	水	全国総会	土	月	木	例月出納検査	土	火	財務(定期)監査	金	金	例月出納検査	25
26	月	例月出納検査	水	土	月	例月出納検査	木	全国総会	日	火	例月出納検査	金	日	水	例月出納検査	土	土	26	
27	火	木	日	火		金	全国総会	月	例月出納検査	水	土	月	木	日	日	日	27		
28	水	金	東海地区総会	月	決算審査	水	土	火	木	日	火	金	月	例月出納検査	月	月	28		
29	木	土	火	決算審査	木	日	水	金	月	水	土	火	土	火	火	火	29		
30	金	日	水	決算審査	金	月	木	土	火	木	日	水	日	水	水	水	30		
31	土	月	木	土	火	日	水	金	月	土	火	金	月	木	木	木	31		

※日程が前後する場合があります